



複写

別紙 2

平成27年3月19日



通 知 書

東京都千代田区二番町4番地3

二番町カシュビル7階

野本・吉葉法律事務所

電話 03-3511-1111番 FAX 03-3511-0222番

通知人三井住友海上火災保険株式会社代理人

弁 護 士 野 本 俊 輔

弁 護 士 吉 葉 一 浩

弁 護 士 三 神 光 滋

弁 護 士 中 谷 仁 亮

複写

複写

前略

小職らは、三井住友海上火災保険株式会社（以下「通知人」といいます）の代理人として、以下のとおり通知します。

貴殿が、東京地方裁判所平成24年（ワ）第36778号損害賠償請求訴訟において、裁判所に提出した第4陳述書（甲第35号証）には、質問表（別紙7の1）、確認表（別紙7の2）、及び、これらの関連文書（以下あわせて「本件各文書」といいます）が添付されています。

また、貴殿が運営していると考えられる「三井住友海上はコンプライアンス・ブラック企業か？」というウェブページには、本件各文書に関して「これらの書類については、近々裁判所に提出し、本ホームページにも全文掲示する予定です」と記載されています。

しかし、本件各文書は、平成21年～平成22年の金融庁検査にかかわる金融庁検査官と通知人担当者との折衝内容等を記した機密性の高い文書及びそれに関連する通知人の内部文書であって、通知人の特定の従業員のみが閲覧でき、外部に持ち出すことが禁止されているものであります。

そして、本件各文書には、通知人の営業活動に有用な情報が記載されており、通知人外部の者には知られていない「営業秘密」（不正競争防止法第2条第6項）が含まれているものであります。

貴殿は、本件各文書を「（通知人の）内部告発者から送付された」と述べていますが、これらの文書は前記のとおり外部に持ち出すことが禁止されているものであり、貴殿自身



複写



複写

においても、これらの文書が極めて機密性の高いものであることは認識しておられるところであります。

したがって、貴殿は、これらの文書が不正にコピーされたものであることを知り、又は少なくとも知り得たものというべきであり、貴殿自身がこれを不正に取得したものでないとしても、貴殿がこれらの文書を公開する行為は、不正競争防止法が禁止している「不正競争」（同法第2条第1項第5号第6号）に該当する可能性が高いものであります。

さらに、貴殿が本件各文書をインターネット上などに公開することは、通知人の社会的信用を毀損し、営業上の利益を侵害するものであるばかりか、通知人と金融庁との信頼関係を著しく毀損するものでもあります。

そこで、通知人は貴殿に対し、本通知書により、本件各文書をインターネット上に公開しないよう請求するとともに、貴殿が所持している本件各文書の紙媒体を通知人に直ちに返却することを請求いたします。また、貴殿が本件各文書の電子データを保有している場合は直ちにこれを廃棄し、本通知書到達後24時間以内にその旨を小職らまで報告するよう請求いたします。

万一、貴殿が誠意ある対応をとられない場合は、通知人において、損害賠償請求等法律上の手段をとらざるを得ませんので、予め御承知おき下さるようお願いいたします。

また、小職らは本件に関する一切の対応を委任されておりますので、本通知について御不明な点などございましたら当事務所宛に御連絡をいただきますようお願いいたします。

草々

複写

複写

複写

差出人

〒102-0084 東京都千代田区二番町4番地3番町カシュービル7階
野本・吉葉法律事務所

弁護士 野本俊輔

受取人

様

複写

この郵便物は平成27年3月19日
第10284892892号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2015031917182800100001号

2 / 2頁

郵便認証司

27. 3. 19

新 東 京

27. 3. 19

12-18